

第 年 月 号 日

様

八戸地域広域市町村圏事務組合

管理者

印

支給決定 通知書  
未支払 子ども手当 請求却下

年 月 日付けで請求のありました未支払子ども手当の支給については、次のとおり 支給することに決定 請求を却下 しましたので通知します。

なお、この通知書の記載事項に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3箇月以内に青森県知事に対して審査請求をすることができます。この処分取消しを求める訴えは、前記の審査請求に係る裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に組合を被告として（管理者が被告の代表となります。）提起することができます。なお、この通知を受け取った日の翌日から起算して3箇月以内に審査請求をした場合には、処分取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができます。ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合にあっては、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

支払の内容	支払期間	年 月分から 年 月分まで
	支払金額	円
	支払年月日	年 月 日
	支払方法	
却下の理由		